

2020. 7. 16

### ウズベキスタン入国時における検疫措置について（新型コロナウイルス関連・注意喚起）

- 6月15日以降、ウズベキスタン政府は、外国からの入国者への検疫措置に関し、国別の感染状況評価を基に3カテゴリーに区分し、同区分に応じて隔離措置等の検疫措置を講じておりますが、ウズベキスタン保健省衛生疫学福祉局が7月14日付けで作成した国別の感染状況評価によりますと、日本の評価は従来の「緑色（検疫措置不要）」から「黄色（自宅又はホテルにおける14日間の隔離が必要）」へと評価が変更されております。
- 今次変更を受け、7月14日以降に日本を出発し、ウズベキスタンに入国する方については、自宅又はホテルでの14日間の隔離措置が求められますので、ご注意ください。
- 上記に関連し、当館より当地アジアナ航空に対し、今後のソウル-タシケント間の航空便への搭乗可否について確認しましたところ、韓国の評価が「検疫措置不要（緑色）」のままとされていることから、ソウル発タシケント行きの航空便にはウズベキスタンにおいて検疫措置が必要とされる国（黄色及び赤の評価）からの乗継客を搭乗させることはできない旨の回答がありました。近日中に韓国を経由して当地来訪を予定されている方におかれては、搭乗の可否について、航空会社等に直接よくご確認願います。
- 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあるとして、規制が再強化されております。必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

1 6月15日以降、ウズベキスタン政府は、外国からの入国者への検疫措置に関し、国別の感染状況評価を基に3カテゴリーに区分し、同区分に応じて隔離措置等の検疫措置を講じておりますが、ウズベキスタン保健省衛生疫学福祉局が7月14日付けで作成した国別の感染状況評価によりますと、日本の評価は従来の「緑色（検疫措置不要）」から「黄色（自宅又はホテルにおける14日間の隔離が必要）」へと評価が変更されております。

2 ウズベキスタン保健省疫学福祉局による7月14日付の国別感染状況評価は以下のとおりです。

- (1) 緑色国家（過去5日間の平均新規感染者数が100名未満の国、検疫措置不要）  
中国、オランダ、韓国、マレーシア、タイ、イエメン、チュニジア、ヨルダン、ラトビア、キプロス、ジョージア、モンゴル
- (2) 黄色国家（同100名以上500名未満の国、自宅・ホテルによる14日間の隔離措置）  
日本、イタリア、ドイツ、カナダ、カタール、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、ポルトガル、シンガポール、ポーランド、アルジェリア、ネパール、タジキスタン、スリランカ
- (3) 赤色国家（同500名以上の国、特別検疫施設または政府指定ホテルによる14日間の隔離措置）  
米国、インド、ロシア、スペイン、英国、パキスタン、サウジアラビア、トルコ、バングラデシュ、フランス、エジプト、インドネシア、カザフスタン、オマーン、クウェート、ウクライナ、イスラエル、バーレーン、ルーマニア、アゼルバイジャン、キルギス

3 上記に関連し、当館が当地アジアナ航空に確認いたしましたところ、同社からは現在ウズベキスタン政府と調整中のソウルータシケント間の臨時航空便の運航が決定した場合、韓国の評価については「検疫措置不要（緑色）」のままとされていることから、ソウル発タシケント行きの臨時航空便にはウズベキスタンにおいて検疫措置が必要とされる国（黄色及び赤の評価、具体的には上記2（2）及び（3）の国）からの乗継客を搭乗させることはできない旨の回答がありました。近日中に韓国を経由して当地来訪を予定されている方におかれては、搭乗の可否について、航空会社等に直接よくご確認願います。

4 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあるとして、規制が再強化されております。必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060、（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311、（内線）2902、2903